令和８年（フ）第２１７５号
福岡県柳川市東蒲池564番地１　ふるさとホーム
債務者　吉田　哲夫
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１９４号
福岡市南区柏原１丁目11番13号　ソエルガーデン福岡南
債務者　上田　正司
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１９５号
福岡市西区今宿東２丁目27番３－201号　アルファデイオ今宿
債務者　早田由利子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３号
福岡県みやま市瀬高町山門1898番地、前住所福岡県北九州市小倉北区上富野１丁目１番11－1002号
債務者　横尾　朱里
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第１４４号
鹿児島県曽於郡大崎町益丸1221番地３、前住所千葉県印旛郡酒々井町中央台１丁目17番16ブルーフォレスト101号室
債務者　本松　幸也
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿屋市札元２丁目3772番地２　サンモールＮⅢ101号
債務者　濱田　将太
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿屋市大姶良町113番地１　大姶良市営住宅１号、前住所岐阜県各務原市尾崎西町３丁目１番地　（尾崎団地Ａ２棟　242）
債務者　坂元　勝武
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第９６号
北海道苫小牧市拓勇西町５丁目２番29号　エトワール101、前住所旭川市東光１条３丁目１番15号　東光１．３ハイツ103号室
債務者　小笠原己代志
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１４１号
北海道苫小牧市東開町３丁目15番３号
債務者　吉田　和恵
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第７４号
青森県三沢市千代田町１丁目140番地419号　繁荘Ｃ
債務者　山本　昭裕
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第１１７号
岩手県北上市立花26地割14番地96
債務者　三浦　千代
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１３１号
岩手県北上市町分２地割100番地３　セーフティハウス７号
債務者　熊谷　梨緒（旧姓葛西）
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１３２号
岩手県北上市和賀町長沼５地割392番地２　市営長沼住宅Ｂ－205号、旧住所岩手県北上市本通り二丁目４番42号　ラポール本通り１－101号
債務者　髙橋　義賀
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第４２号
岩手県釜石市鵜住居町第29地割18番地78　日向復興住宅204号
債務者　松村つる子
１　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第１１５６号
仙台市青葉区みやぎ台１丁目21番17号
債務者　佐々木きよみ
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２４３号
宮城県塩竈市新浜町２丁目16番６号
債務者　佐藤和歌子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３２号
福島県南相馬市原町区西町三丁目27番地の12　西町ハイツ２号室
債務者　池田　秀喜
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　福島地方裁判所相馬支部